

公益社団法人 日本トライアスロン連合公認

『トライアスロン大会保険のご案内』

トライアスロン大会補償プログラムは、競技参加者に対しては、ケガだけでなく日射病・熱射病・脳梗塞・急性心不全・脱水症・低体温症といったトライアスロン大会で発生することが予見される病気まで幅広く補償できるようになっています。

また、スタッフ等についても熱中症の補償ができるようになっています。

更に上記に加え、大会主催に伴う大会主催者様の法律上の賠償責任リスクに応える「施設賠償責任保険」も含まれております。

競技参加者1名あたり≒912円、スタッフ等1名あたり260円の費用負担で利用可能です。

トライアスロン大会補償プログラムを是非この機会にご検討ください。

< 競技参加者の補償 >

【補償内容】

給付内容／原因	傷害	日射病・熱射病・ 低体温症	細菌性食物中毒	特定疾病(注1)
死亡補償見舞金	1,500万円(傷害保険)	500万円	_____	_____
後遺障害補償見舞金	45~1,500万円(傷害保険)	20~500万円	20~500万円	500万円
入院見舞金	5,000円×日数*	5,000円×日数*	5,000円×日数*	5,000円×日数*
通院見舞金	2,500円×日数*	2,500円×日数*	2,500円×日数*	2,500円×日数*
葬祭費用見舞金	_____	_____	100万円(実費)	100万円(実費)

(注1) 特定疾病とは急性心筋梗塞、急性心不全、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患脱水症を言います。

(日数*) 入院見舞金・通院見舞金は、実際に入院・通院された日数に応じて見舞金をお払いします。
※ただし、入院見舞金は、事故の発生した日より起算して180日目までが限度となります。
通院見舞金は、事故の発生した日より起算して180日以内で通算して90日間が限度となります。

【補償の範囲】

基本補償：公式日程上で、大会当日の参加手続きを完了してから、同日の大会が終了するまで。

【見舞金をお支払できない主な場合】

- 故意、自殺、犯罪、闘争行為
- まめ、靴擦れ
- 地震、噴火、津波
- 他覚症状のない鞭打ち症
および腰痛
- 保険期間が始まる前に発病している疾病と因果関係がある場合
- 自転車、バイクなどの無資格・酒酔い、麻薬等の影響下での運転による事故
- 補償対象者の所有物など

<大会関係者・ボランティア・スタッフの補償>

【補償内容】

給付内容／原因	傷害	日射病・熱射病
死亡補償見舞金	1,500万円(傷害保険)	500万円
後遺障害補償見舞金	45～1,500万円(傷害保険)	20～500万円
入院見舞金	5,000円×日数*	5,000円×日数*
通院見舞金	2,500円×日数*	2,500円×日数*

*入院見舞金・通院見舞金に関しては、競技参加者と同様です。

【補償の範囲】

大会主催者の指定する場所に集合したときから大会終了後に大会主催者の管理下離れたときまで。

【見舞金をお支払できない主な場合】

- 故意、自殺、犯罪、闘争行為○脳疾患、疾病、心神喪失○まめ、靴擦れ○地震、噴火、津波
- 他覚症状のない鞭打ち症および腰痛○自動車、バイクなどの無資格・酒酔い麻薬等の影響下での運転による事故 ○補償対象者の所有物など

<大会主催者の賠償責任>

施設所有管理者賠償責任保険	1億円
---------------	-----

大会主催に伴う大会主催者様の法律上の賠償責任リスクに定めるものです。

※本記載内容は概要となりますのでお問い合わせ頂きましたら詳細をご説明させていただきます。

トライアスロン大会保険に関するお問合せ、申込みは下記代理店までお願いいたします。

保険会社代理店

有限会社 オフィス・プラスアルファ

代表取締役 新家 義則 (シンヤ ヨシノリ)

神奈川県横浜市鶴見区下末吉5-25-12

事務所 TEL:045-570-4106 FAX:050-4462-2997

E-mail: shinya0726@aroma.ocn.ne.jp

引受保険会社 三井住友海上火災保険 株式会社

東京東支店 第二支社

101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館19階

TEL:03-3259-6834 FAX:03-3259-5579